

大阪府の契約から暴力団等を排除する措置

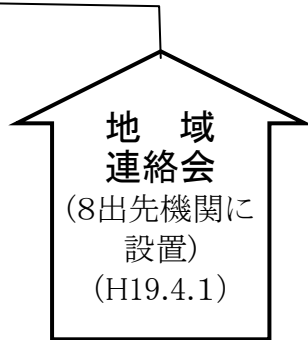
【H20.4 契約局】

暴力団及び不当要求排除対策 (H18.4.1 施行・H20.4.1 一部改正)

○大阪府暴力団等排除対策会議設置要綱

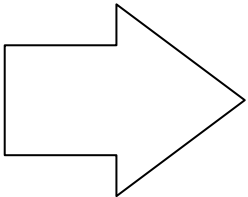
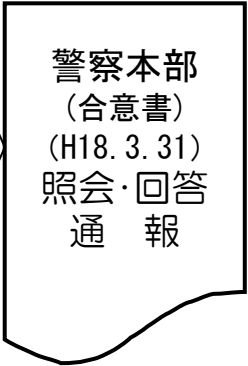
○大阪府暴力団等排除措置要綱

- 1 大阪府暴力団等排除対策会議設置
(法務課・契約総務課共管)
- ① 不当要求等に対する全庁統一的対処方法の検討
 - ② 暴力団排除や不当圧力排除に関する総合的対策の検討
 - ③ 不当要求等の情報交換
 - ④ 入札参加除外措置の検討



- 2 全庁のあらゆる調達契約から暴力団員を排除
建設工事に加え建設コンサル、委託役務、物品その他の契約など、府のあらゆる調達契約から排除する。

- 3 入札参加除外措置要件(排除要綱別表)
- ① 暴力団員が経営又は経営に事実上参加したとき
 - ② 不正に財産上の利益を得るため又は債務履行の強要のため暴力団員を使用したとき
 - ③ 暴力団員に金銭物品その他財産上の利益を与えたとき
- <以下⑱新規>
- ④ 役員等が暴力団員と親密交際など社会的に非難される関係を有しているとき
 - ⑤ 暴力団と関係する業者と知りながら下請契約、原材料購入契約等を締結したとき
 - ⑥ 勧告を受けて1年以内に再度勧告を受けたとき
- <⑳新規>
- ◎措置要件にかかる措置期間の延長等



- 4 公表、協力要請
入札参加除外情報をインターネット等で公表。府出資法人、独立行政法人等に協力要請。

- 5 不当要求未然防止項目 (⑱新規)
- ① 不当要求をされた時に、警察への届出、発注者への報告を契約相手に義務化する。
 - ② 下請業者が不当要求をされた時の警察への届出及び発注者への報告することを契約相手に指導させる。

- ◎ 義務付け
契約相手に、補足事項説明書、特記仕様書等で届出・報告を義務付ける。
- ◎ 義務違反
約定違反として入札参加停止を措置する。(H18.9.1 施行)

- ◎ 入札参加資格
- ★一般競争入札
入札参加除外者の入札参加資格を認めない。(※共通の告示例文作成し各部署へ提示)
 - ★通常型指名競争入札
入札参加除外者は指名しない。

- ◎ 落札決定(⑱新規)
入札参加除外者の落札は参加資格者を欠く入札として無効とし落札取消、契約不締結。

- ◎ 契約締結後(⑱新規)
契約相手が入札参加除外を受けた場合は契約解除及び違約金徴収を契約約款に規定。

- ◎ 随意契約(⑱新規)
入札参加除外者と随意契約を締結しない。

- ◎ 下請契約の禁止 (⑱約款に明記)
入札参加除外者と下請契約を禁止することを契約約款に規定。

- ◎ 下請契約の解除<⑳約款に明記>
入札参加除外者又は措置要件に該当した者と下請契約を締結していた場合は、解除を求めることができるよう契約約款に規定。

※ ⑱=H18年度 ⑳=H20年度
※ H20年度から「指名除外」を「入札参加除外」に呼称変更